

平成 23 年 2 月 21 日  
公益法人移行検討 PJ

## JSAF 公益法人移行に関する答申書（修正案）

－ サマリー編 －

### JSAF 公益法人移行検討プロジェクト

プロジェクトリーダー：前田彰一 JSAF 専務理事  
副リーダー：庄司一夫 JSAF 総務委員長  
齋藤渉 JSAF 財政委員長

#### 検討プロジェクトメンバー

鈴木修 JSAF 総務副委員長  
安藤淳 JSAF 総務副委員長（事務局）

JSAF 総務委員：  
山本隆（弁護士）  
山本俊貴  
望月宣武（弁護士）  
市原恭夫（税理士）

JSAF 監事：高木伸学（弁護士）

# JSAF 公益法人移行に関する答申書（修正案）

## － サマリー編 －

### 目 次

#### はじめに

#### I. 答申書作成の目的

#### II. 公益法人以降にあたっての主要論点

1. 公益法人制度改革とは何か
2. スポーツ競技団体の論点（共通事項）
3. JSAF特有の論点

#### III. 移行検討体制と検討スケジュール

1. 総務委員会による事前検討期間（平成21年4月～11月）
2. 「公益法人移行検討プロジェクト」による検討期間（平成21年11月～平成23年3月）

#### IV. 移行申請手続きと対応スケジュールの予定（第3ステップ）

1. 平成23年
2. 平成24年

#### V. 各論

1. 目的と事業活動
2. 機関設計
3. 会計・財務基準
4. 運営に関する規律
5. その他
6. 移行準備や手続き費用

#### VI. JSAF 公益法人移行に関する答申書－ 資料編 －

## JSAF 公益法人移行に関する答申書（案）

### － サマリー編 －

#### はじめに

行政改革の一環として、公益法人制度改革が行われることになり、財団法人日本セーリング連盟(以下 JSAF と記載) も新たな公益法人移行へ取り組むことになった。日本ヨット協会から約 80 年、また日本外洋帆走協会と統合して 10 年余りが経過した。これまで、諸先輩が営々と築いてきた輝かしい歴史を有する JSAF を、さらに発展させるべく公益法人移行検討プロジェクトを発足させ、JSAF にふさわしい組織の在り方や会計の方法などを検討してきた。平成 23 年度からは公益法人移行申請プロジェクトとして活動し、具体的な申請作業に取り組むことになる。

定款の初めには「本連盟は、セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ技術の向上とセーリングスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展及び普及と海洋環境の保全を図ることを目的とする」と記載されている。スポーツは文化の一環であり、セーリングスポーツも時代とともに変遷していくことになる。俳句の世界では「不易流行」という言葉があるが、自然に親しむことやフェアプレーの精神は伝統、すなわち「不易」であり、少子高齢化や情報化社会にともなうメディア対応などの変化、すなわち「流行」に対応する。JSAF の良き伝統を尊重するとともに、新たな時代に即応した JSAF を築いていく。

今回新しい公益法人への移行を検討するに際して、将来のセーリングスポーツの普及発展を念頭に置いて議論してきた。四周海に囲まれ日本各地で、海を愛する人たちにセーリングを楽しんでもらう開かれた組織を作り、セーリング愛好者を増やし健全なる発展に貢献するために公益性を高める。そのためにも、JSAF として情報をオープンにして、できるだけ透明性の高い公正な組織運営を継続することが重要である。さらに、日本のセーリングを代表する機関として、国際活動を通してグローバルな展開ができる組織を構築していく必要がある。

新たな公益法人移行を通して、次世代を担う若者や子どもたちに良い組織を残していくことを基本課題として、本答申書の作成に取り組んだ。

## I. 答申書作成の目的

平成 18 年 6 月に公布された公益法人制度の抜本的改革に関する3つの法律、即ち、

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」：法人法

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」：認定法

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」：整備法

が、平成 20 年 12 月 1 日に施行された。これにより、明治 29 年に公布された民法を根拠法規として 110 年にわたり続いてきた公益法人に関する規定が役割を終えて、新たな法体系に移行されることとなった。

新法施行により、従来の公益法人(旧民法 34 条法人における財団法人、社団法人)は、「特例民法法人」として扱われることとなり、「特例民法法人」は新制度施行後 5 年以内に、「公益認定法人」か「一般法人」か、を選択する必要があることとなったことから、財団法人日本セーリング連盟(JSAF)としても、これらに取り組む必要が出て来た。

本答申書は、100 年に一度という公益法人に関する法律の大改革が進行していることを踏まえて、JSAF として公益認定法人に移行すべきか、移行するとすれば現在の目的・事業・組織・財務等の取扱を変更する必要があるか、変更するとすればどのような内容とすべきか、更に内閣府や旧主務官庁等の関係機関にどのような申請が必要となるかを検討し、JSAF が公益法人に移行するに当たっての課題と対応策や、その申請スケジュール等について、理事会、評議員会に諮る事を目的として作成したものである。

## II. 公益法人移行に関する主要論点

### 1. 公益法人制度改革とは何か：資料Ⅱ-1(公益認定等委員会事務局パンフレットより抜粋)

#### (1) 制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民間による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不透明性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

#### (2) 制度改革の経緯

平成 13 年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みを進め、平成 15 年から平成 16 年にかけて「公益法人制度改革に関する有識者会議(福原義春座長)」での議論等を経て、平成 16 年 12 月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」を閣議決定した。これを受けて、平成 18 年の通常国会に関連 3 法案を提出し、同年 5 月成立、6 月 2 日に公布された。

平成 19 年 4 月には国の公益認定等委員会が発足し、同年 6 月の答申に基づき 9 月に公益認定等に関する政令・内閣府令を制定し、平成 20 年 4 月には、公益認定等ガイドラインを決定した。公益法人制度

改革に係る整備を含む税制改正法案も成立した。新制度は、平成 20 年 12 月 1 日より施行されている。

### (3) 制度改革の目的実現のための骨子

#### a. これまで

- ① 主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得る事ができた。
- ② 法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立ち入り検査を含めて監督。
- ③ 法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており主務官庁ごとにばらつきがあった。

#### b. これから

- ① 法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団法人・財団法人を設立することが可能。
- ② 一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。
- ③ 基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。

## 2. スポーツ競技団体の論点(共通事項)

Q1. 公益法人の認定を受けるためには、どのような事業内容とすべきか

A1. 公益認定を受けるためには、「公益目的事業を行うことを主たる目的とするもの」を前提として、以下の 3 つの事項をクリアする必要がある。

- ① 認定法第 2 条第 4 号別表に掲げる事業であること
- ② 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること
- ③ これらの事業を主たる目的とすること

その一方、定款に記載する事業と、申請書に記載する公益事業の区分を同一の文言とする必要はない。特に、公益事業として詳細に区分した場合に、将来的に事業構成が変化した時に修正が難しくなること、中長期的な観点で詳細な事業内容を事前に決定することが難しい場合が多いこと、更に、毎年の内閣府への事業報告と事業実態との整合性が取れずに説明が難しくなる可能性が存在することから、申請に当たっては大括りの事業として表現することは現実的な対応と考えられる。

Q2. これまでのように委任状出席が認められない状況の中で評議員会を成立させるためには、評議員の定数をどの程度とすべきか。

A2. 一概に適切な数を特定することは出来ないが、日体協や JOC のような競技団体を統括する団体では評議員の数を減らすことはせずに、各競技団体から 1 名ずつ評議員の推薦を依頼することとしている。

一方、個別の競技団体では、評議員会の開催を確実にするための工夫、例えば、評議員会に出席可能な人選や、評議員定数の削減等に対応している状況にある。

Q3. 役員(理事、監事)は、業務執行に専念することとなるが、どのような業務体系で取り組むべきか。

A3. これまでの公益法人における理事会は、理事全員がそれぞれの法人を代表すること(各自代表制度)を前提として大きな権限と責任を有していたが、評議員会の監視機能を強化することにより、執行責任を持つ理事会との役割分担を明確にすることとなった。

それぞれの競技団体における事業目的の実現と、これまでの歴史性を加味しながら、合法的で効果的な業務体制を組み上げることが必要となっている。

Q4. 公益法人認定後は、経理区分への対応業務が増大する等、管理業務が増大し費用が嵩むのではないかと。

A4. 公益認定を受けることにより、公益事業への税の取扱や寄附への免税措置が可能となる等の自由度が高まる一方で、公益事業と収益事業の会計区分の明確化、理事会と評議員会の役割分担の明確化への対応等が必要となる。

また、公益認定を受けた場合には、内閣府からの監督を受け、公益事業の運用状況を説明するための会計整理を正確かつ継続的に行う必要があるため、これまでよりも管理業務が増大する可能性が高い。その一方で、関係機関からの多くの補助金により事業を行っているJSAFとしては、公平で透明な業務運営を行うことは当然の責務であり、新たに拡張された権利を将来の事業にどう活かすかが重要となっている。

Q5. 個別の競技団体と、行政の政策事業を担い競技団体を統括する団体とでは、事業目的が大きく異なっており、認定のポイントや申請内容が異なるのではないかと。

A5. 個別の競技団体は、それぞれのスポーツの歴史性、競技特性や国際的な普及状況に応じて、事業目的や公益性について独自の説明を構築する必要がある。

その一方、日体協やJOCは関連する国内の競技団体から構成され、政策的な事業を行っていることから、法改正に伴う会計制度やガバナンスに関する見直しや、新法との整合性を確認する必要があるが、大筋としては、これまでの活動を継続する方向となっている。

Q6. 公益法人の認定を受けるための準備と申請業務には多くのマンパワーが必要になると想定されるが、専門家への外部委託等を活用すべきか。

A6. 今回の法改正により、定款の見直し、評議員会や理事会等の運営体制の見直し、公益事業と収益事業の特定と会計内容の再整理等が必要となる。これまでの事業運営内容を大きく変更しなければな

らない可能性もあることから、申請書の検討や作成に関して外部コンサルタントを活用する法人も存在している。

JSAF としては、基本財産が 1,000 万円、事業規模は年間 3 億円程度と小規模であることから、経済合理性を踏まえ、機関設計や会計制度の変更内容を深く理解し申請後の業務体制の整備や移行を円滑に進めるために、日体協 JOC や各競技団体や公益認定等委員会事務局との情報交換や連携を強化しつつ、あくまで JSAF 内部の検討により申請を進めることとしている。

### 3. JSAF 特有の論点

#### (1) 基本的な論点

Q1. 2つの旧主務官庁(文部科学省、国土交通省)との関係はどのように変化するのか

A1. JSAF は、文部科学省所管の財団法人であった旧 JYA と、国土交通省所管の社団法人であった旧 NORC が統合して設立されたことから、設立以来、両主務官庁から監督と指導を受けながら運営をしてきた。

今回の法改正により監督官庁が内閣府に一本化され、かつ全国組織として内閣総理大臣からの認定を受けることになるため、移行後は、旧主務官庁からの監督は受けないこととなる。

Q2. 公益法人に移行するメリットとは何か(何故、公益法人に移行するのか):資料Ⅱ-2

A2. 公益法人に移行すると、収益事業の利益を公益事業に使うことや、寄附を受けた場合に免税措置をすることが可能となる等の事業運営上の自由度が付与される。これにより、JSAF が、どの程度のメリットが受けられるかを定量的に推計することは、現段階では困難な状況にある。

その一方、JSAF の現状の活動を支える各種財源を考えた場合に、日体協、JOC、日本財団等からの補助金で賄われている事業が多いため、JSAF が公益法人として認定されていることの意義は将来的にも重要と考えられる。

さらに、各加盟団体も、国体、インターハイ等に関連して自治体からの補助金で活動している実態にあることから、上部競技団体である JSAF が公益法人として認定を受けていることは、ナショナルオーソリティとしての位置づけと相俟って、地域の普及活動や施設整備を展開する上でも大切な基礎になると考えられる。

Q3. ナショナルオーソリティとしての立場と公益法人への移行は、どのような関係にあるか

A3. 今回の法改正は、あくまで日本国内の法体系が変わったことにより対応するものであり、JSAF におけるナショナルオーソリティとしての立場と直接関係するものではない。

しかしながら、公益法人という性格を考慮した場合、ナショナルオーソリティというグローバルな立場で日本を代表する唯一の機関であるという事実を強く認識した対応をすべきと考えられるため、定款の第3条(目的)において、「セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄」との文言により、その立場を表現することとした。

Q4. 現行の寄付行為に明記されていない会員の取扱をどのようにすべきか

A4. 会員は、JSAF 活動を支える重要な基盤であり、メンバー登録料は JSAF の一般会計収入の約50%を占めている。そこで、これまでの寄付行為への記載はなかったが、今回の公益法人移行に伴って、その位置づけと会費に関する細則を添付して申請することとした。細則は、現状の運用されている内容や取扱いに基づき文書を作成し、正式申請までには理事会、評議員会で承認を得る予定としている。

Q5. 名誉総裁の位置づけと権限と責務をどのように取り扱うべきか

A5. 今回の法改正により、業務を遂行する役員は「代表理事」「執行役員」「理事」に区分され、その役割と権限について明確にすることとなった。

名誉総裁は、JSAF の歴史と特徴を現わしており、他の競技団体にはない職種となっているが、公益認定等委員会事務局との事前打合せにおいて、「名誉総裁」のみならず「名誉会長」「顧問」「参与」についての権限と役割について、確認を求められた。

JSAF としては、これまでの歴史的経過や現状の取り扱いを説明するとともに、移行検討 PJ、常任委員会、理事会等で意見交換を重ね、名誉総裁は「本連盟の象徴としての地位にある者として、理事会の承認を得て、会長が委嘱すること」を定款の28条に記載することで、公益認定等委員会事務局の了承を得ている。

## (2) 検討開始に当たった前提条件

### 【移行先法人】

Q. 何故、財団法人に移行するのか。競技の性格や事業形態を考えると社団法人へ移行するという選択肢はなかったのか。

A. 当初、JSAF の基本財産は1,000万円と財団としては小額であること、セーリング競技の特性からくる加盟団体との関係を考慮すると社団法人への移行という選択肢もあるのではないかと論議が存在した。

しかし、今回の法改正では、財団法人から社団法人へ移行するためには、一度現在の財団を解散した後新たな社団法人を設立し、その新社団法人が公益法人認定申請をする必要がある。このような手続きを行うためには、法改正に伴う移行申請とは全く異なる手続きとなることが判明したことから、選択

肢から除外することとした。

#### 【移行時期】

Q. 何故、移行時期を平成 24 年 3 月としたのか。

\* 移行措置期限である平成 25 年 11 月の 1 年 9 ヶ月前に移行完了

A. 移行時期を何時にするかは、JSAF としての機関決定(意思決定)に必要な時間の確保、認定申請書類の作成、公益認定等委員会での審査、事業年度を何月何日とするか等の要素を考慮して決定している。

そこで、理事会や評議員会への説明や討議を行うこと、4 月 1 日からの事業年度とするために公益認定等委員会の審査期間の裕度に配慮すること、移行措置ぎりぎりの申請とならないこと等を総合的に考えて、移行時期を平成 24 年 3 月とした。

現在のところ計画とおりに、平成 24 年 3 月に公益認定等委員会から認定を得られるように、公益法人移行検討プロジェクトチームで作業を進めている状況にある。

#### 【定款変更回数】

Q. 何故、2 回方式ではなく、1 回方式を選定したのか。

A. 2 回方式では、先ず、現行の寄附行為を公益法人への移行を前提に定款に変更し、その内容に基づく業務運営体制を確立する。その後、公益法人に移行申請を行うことになることから、理事会、評議員会における定款変更と、公益法人移行申請への決議と、2 回の機関決定を行う必要がある。さらに、新法に準拠した定款へ変更後は、理事会、評議員会への委任出席は認められない中で意思決定を行う必要がある。

1 回方式は、定款策定、業務体制の修正、移行申請に向けた論議と決議を同時並行的に行うものである。

今回の申請では、限られた期間の中での審議と合意形成を図り申請業務を遂行するために、時間効率が良いと想定された 1 回方式で取り組むこととした。

#### 【最初の評議員選任方法】

Q. 何故、内閣府公益認定等委員会事務局通知に示されている「評議員選定委員会方式」を選定したのか。

A. 評議員を理事や理事会が選任する定款とする事は無効であるが、移行前の財団法人においては、理事会が全ての議決機関であり執行機関であることから、最初の評議員の選出方法についても理事が決めることになる。しかし、道理に合わない選任方法を勝手に決められてしまう事を防止するために旧主務官庁の認可を条件としている。

選任方法としては、下記のようなものが考えられる。

- ① 理事会で選任
- ② 評議員会で選任
- ③ 評議員指名委員会を設置し選任  
(中立的第三者で構成、または中立的第三者と評議員で構成等)
- ④ 設立者が指名
- ⑤ 役職で決める(例えば、○△□会社の社長等のいわゆるあて職)

公益認定等委員会事務局では、中立的立場にある者が参加する機関が選任する方法(評議員選定委員会方式)や、当該法人と密接な関係にある者ばかりが選任されることがないことが担保できる方法(例えば一定の知見を有する中立的立場の法人に選任を委託している場合)が妥当であることを各旧主務官庁に事務連絡をしている。

JSAF としても、本取扱については、旧主務官庁である文部科学省と国土交通省の担当部署と相談しており、法改正の意義と申請業務の効率性を勘案して、内閣府公益認定等委員会事務局通知に示されている「評議員選定委員会方式」を選定した。

### Ⅲ. 移行検討体制と検討スケジュール

#### 1. 総務委員会による事前検討期間(平成 21 年 4 月～11 月)

(1)21Fy 第 1 回通常理事会(平成 21 年 5 月 13 日) :資料Ⅲ-1-1～1-2

公益法人改革3法の施行に伴い JSAF として検討を進めるにあたり、確認しておくべき前提条件とアウトプットについて、総務委員会で検討した以下の内容を理事会に報告した。

##### 【検討の前提条件】

- ・日本のセーリング<sup>SM</sup>競技を統括し、ナショナルオーソリティとしての役割を持つJSAFは、新制度における公益法人としての認可条件を十分満たしていると考えられるため、公益法人への移行の認定申請を行う。
- ・公益法人への移行認定申請、認可により、公益財団法人名称を独占的に使用できることとなり、また、J S A F並びにJ S A Fに対する寄付を行う個人及び法人に関する旧制度で認められている税制上の措置も継続することが可能となる。
- ・3年後(平成 23 年度)に移行申請を行う。

##### 【検討の進め方】

###### 21 年度のアウトプット

- ①JSAF の将来構想として議論すべき事項の洗い出し
- ②JSAF の対応スケジュール
- ③申請に向けた検討体制の確立
- ④申請に必要な予算作成

(2)21Fy 第 1 回評議員会(平成 21 年 6 月 20 日) :資料Ⅲ-2

第 1 回通常理事会(5 月 13 日開催)に総務委員会より報告した内容を、評議員会に報告し、JSAF として公益法人移行に取り組む基本的スタンスを確認した。

(3)21Fy 第 3 回臨時理事会(平成 21 年 11 月 21 日) :資料Ⅲ-3

8 月と 11 月の常任委員会、9 月の理事会への報告と意見交換を経て、移行申請に関する検討範囲が広がるのが想定されたため、総務委員会の検討体制から「公益法人移行検討プロジェクト」を立上げて本格的な検討に着手することについて以下のとおり理事会に提案し、了承された。

#### 1. 設置の趣旨

- (1)公益法人改革3法施行へ対応すべく移行認定申請へ向けた準備、検討を行なう。
- (2)現行のJSAFの事業目的及び事業区分、機関設計、組織運営、会計、財務基準、財産管理等の諸点について新法適合の観点から検証し、移行認定申請にあたり、必要と判断される場合には、これらに関する改定案を策定し、現行理事会、評議員会へ付議する。
- (3)現状の検証、及び移行認定へ向けた改定案作成に当たっては、主務官庁、及び JSAFが加盟する上部団体(日体協、JOC)の動向を把握し連携するとともに、当該組織への協力要請を積極的に行ない、その効率的推進を図る。

#### 2. プロジェクトの構成(敬称略)

- (1)プロジェクト名称 :公益法人移行検討プロジェクト
- (2)プロジェクトリーダー:前田彰一JSAF専務理事
- (3)副リーダー :庄司一夫JSAF総務委員長、斎藤渉JSAF財政委員長
- (4)検討プロジェクトメンバー  
鈴木修JSAF総務副委員長、安藤淳JSAF総務副委員長、  
JSAF総務委員:山本隆(弁護士)、山本俊貴、望月宣武(弁護士)、市原恭夫(税理士)  
JSAF監事:高木伸学(弁護士)
- (5)国家資格を有する方に対する謝金は、原則として検討プロジェクトメンバーの一員として作業参画いただく場合は無償とし、成果物の作成、もしくは検討プロジェクトが作成した各種成果物に対する専門家としての助言、アドバイス、指導についてはその対象とさせていただきます。

### 3. 検討プロジェクトの活動内容

#### 第1ステップ:【準備期間】

移行法人(公益法人、一般法人)の仮決定、  
移行時期の目安付け及び定款変更回数等の仮決定、作業工程表の作成

#### 第2ステップ:【現状組織運営の総点検と対応策検討期間】

第3ステップ:【移行先法人と移行時期、定款変更回数、移行後最初の役員等の選任方法の決定、移行後の役員等の陣容案の検討(現行理事会、評議員会での討議及び機関決定)、定款の変更の案起草作業着手と完成】

### 4. JSAF理事会、評議員会への答申時期

- (1)第1ステップ :平成22年2月理事会、3月評議員会
- (2)第2ステップ :平成23年2月理事会、3月評議員会
- (3)第3ステップ :平成23年5月理事会、6月評議員会

## 2. 「公益法人移行検討プロジェクト」による検討期間(平成21年11月～平成23年3月)

- (1)22Fy 第2回通常理事会(平成22年2月20日) :資料Ⅲ-4-1～4-4

検討作業の第1ステップの成果として、公益法人移行検討PJより、下記の内容について審議を行ない了承された。

### 1. PJ検討作業第1ステップ

(1) 検討作業の前提となる「4つの基本方針」（移行先法人、申請時期、定款変更回数、最初の評議員選任方法）の仮決定

①移行先法人：日体協、JOCの対応方向を踏まえ、公益財団法人を移行先法人として仮決定。

②移行（申請）時期：平成24年3月を目標。

（移行措置期限【平成25年10月】の1年8ヶ月前）

③定款変更回数：定款変更作業の工数軽減のため、2回方式ではなく、1回方式。

④最初の評議員選任方法：内閣府公益認定等委員会事務局通知どおり評議員選定委員会方式。

(2)平成22年度活動予算：検討PJによる成果物作成「プロセス」における専門家としてのアドバイス、助言については、平成22年度にも発生する可能性がある為、弁護士相談費用の相場である3万円/時間×8回(年度中期後期毎月1回の相談)＝25万円程度を予算化。

### 2. PJ検討作業第2ステップ：平成23年2月理事会、3月評議員会での付議を目標

(1)1月14日開催の第一回検討PJ全体会合にて、下記について決定した。

①下記分担により作成されたたたき台について、検討PJ全員で審議の上付議内容を完成させる。

1) 事業目的、区分の再定義、機関設計、組織運営：庄司、安藤、山本隆、望月

2) 会計、財務基準、財産管理：斉藤、鈴木、市原、山本俊貴

②第2ステップ作業は、現状のJSAF組織運営の総点検と対応策の検討となり、移行認定申請プロセスにおいて最も作業量が膨大となることが想定されるため、たたき台の作成については、小委員会方式にて進める。

③小委員会は、組織、財務の2小委員会体制とし、公益法人移行の費用対効果（メリット、デメリット）に重点を置き検討する。小委員会のメンバー構成については、検討状況を適宜検討PJへ報告することを条件として、各たたき台作成責任者に一任。

(2)2月18日開催の第二回検討PJ全体会合にて、各小委員会での検討事項、作業項目の洗い出しを実施予定。

(3)申請へ向けた「法人公益性判定のための分析作業」「公益目的事業と収益事業の区分、仕分け作業」が膨大となることが予想されるため、平成22年度中期の時点で、検討PJとしての作業進捗等を勘案し、外部コンサルの活用、および活用方法の要否を判断したい。

### 3. PJ検討作業第3ステップ

：平成23年5月理事会、6月評議員会での付議を目標

(1)移行先法人と移行時期の決定

(2)定款変更回数の決定

(3)移行後最初の役員等の選任方法の決定

(4)移行後の役員等の陣容案の検討

(5)定款の変更の案起草、完成

(2)21Fy 第2回評議員会(平成22年3月14日)：資料Ⅲ-5-1～5-2 ←第1ステップ完了

2月20日開催の第2回通常理事会で審議した内容を報告した。

(3)22Fy 第1回通常理事会(平成22年5月22日):資料Ⅲ6-1~6-4

公益法人移行認定等委員会事務局への事前相談の経過や、検討中の定款案について協議し、意見交換を行った。

(4)22Fy 第1回評議員会(平成22年6月22日):資料Ⅲ7-1~7-6

新たな評議員が選出されて開催する最初の評議員会であることから、公益法人三法の概要、これまでの検討経過や定款案を紹介するとともに、公益法人移行後の評議員会の取扱に関するアンケートへの回答を依頼した。

(5)22Fy 第2回通常理事会(平成23年2月19日)

答申書案について審議し、その内容が確認され、第2回評議員会への付議審が了承される予定。また、平成23年度の申請業務を遂行するために、これまでの「公益法人移行検討プロジェクト」から「公益法人申請プロジェクト」への体制の移行を提案する予定。

(6)22Fy 第2回評議員会(平成23年3月13日) ←第2ステップ完了予定

答申書案の審議予定。

#### IV. 移行申請手続きと対応スケジュール :資料IV-1~3 ←第3ステップ

##### 1. 平成23年

- 平成 23 年 4 月 公益法人移行申請プロジェクト設置
- 5 月 通常第 1 回理事会
- 6 月 第 1 回評議員会
  - ・評議員選定委員会の設置
  - ・評議員選定委員会メンバーの決定
- 7 月 主務官庁へ評議員選定委員会の設置許可を申請
- 8 月 評議員選定委員会開催(新評議員の選出)
- 9 月 臨時第 2 回理事会
- 10 月 臨時評議員会
  - ・移行申請書の内容と正式申請の承認
- 11 月 公益法人移行認定申請書の提出

##### 2. 平成24年

- 平成 24 年 2 月 新理事候補選出
- 3 月 公益法人移行認定
- 4 月 新公益法人設立登記
- 6 月 新公益法人第 1 回評議員会
  - ・23Fy 決算の承認
  - ・新理事選出

## V. 各論 :資料V-1

新たな定款に関する現行の寄付行為との違いを中心に、追加や変更を行った重要ポイントを解説する。

### 1. 目的と事業活動

#### (1)目的:定款第3条

基本的に現行の寄付行為に記載されている内容を踏襲しているが、これまでは個別事業として記載されていた「海事思想の健全なる発展及び普及」および「海洋環境の保全等の環境問題への取り組み」を、JSAF 活動全般に渡る根幹に関わるものとして、個別事業より上位に位置づけられる目的に追加することとした。

#### (2)事業:定款第4条 :資料V-2

定款案における事業区分については、現行寄付行為に定める事業を、以下の考え方により再編、簡素化した。

- ①現行寄付行為では、14の事業が定義されているが、実態としては、各事業委員会が現行寄付行為上の複数にまたがる事業に対応しているケースが多い。
- ②従って、新法人移行にあたっては、現行の各事業委員会が担当している事業ごとに定款案上の事業として定義することを基本とするが、委員会相互に関連する事業は、定款上大ぐりにすることにより、将来のJSAF事業の発展性と柔軟性を持たせることとしたい。
- ③なお、新法においては、定款で定める事業ごとにその公益性を説明し、かつ経理上の処理も連動させる必要があることから、公益事業としての纏め方をさらに大ぐりにするなど、新法における経理処理上の簡素化も併せて図ることとした。

#### (3)事務所:定款第2条

旧NORCで国際VHFの基地局との関係から設定した事業所を記載していたが、稼働実体を考慮して削減した。なお、今後とも必要に応じて理事会決議により設置できることとした。

## 2. 機関設計 :資料V-3-1~3-3

### (1)評議員

#### a. 定数:定款11条 :資料V-4-1~4-5

評議員の位置づけや権限が法律上明確化され、事実上強化され権利と義務が発生していること、また、各加盟団体からの利益代表ではなく日本のセーリング界全体を考え、役員就任の決議、理事会の執行、決算について、大所高所から論議し承認して頂くことが重視されている。

このため、これまで以上に審議を尽くすことが必要であることから、現行の75~99名から37~51名とすることとした。

b. 評議員の選任及び解任: 定款 12 条

新法により、現状の各加盟団体からの推薦ではなく、「評議員選定委員会」において、選任及び会員を行うことに変更した。

「評議員選定委員会」は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名によって構成される。その運営に関する細則は、理事会において定められる。

また、評議員会の成立に備えるために、評議員の定数を欠くことにならないように、補欠の評議員を選任することが出来る事を明記した。

c. 任 期: 定款 13 条

新法により、現行の 2 年を 4 年に変更。

(2) 評議員会

a. 権限: 定款 16 条

新法に従って権限を付与。法律により権限が強化された。

b. 招 集: 定款 17 条

新法に従って、開催頻度は必要最小限の年に 1 回として、主に改選期の役員の選任決議、決算書の承認等を行なうこととした。

寄附行為で規定されていた予算の承認は行わないこととした。これに対応する措置として年度末に開催する「全国代表者会議」で、事業計画や予算の説明や意見交換を行うことで対応することとした。

c. 決 議: 定款 19 条

評議員会の決議は、過半数の出席と過半数の賛同を持って行う。新法では、委任状出席は認められていないことが大きな変更ポイントである。

(3) 役 員

a. 役 員: 第 21 条

旧民法では、各理事は同等の権利と義務を負っていたが、新法により、会長を法律上の代表理事とし、副会長、専務理事と常務理事を業務執行理事として明確に位置づけることとした。

また、理事会の成立に備えるために、理事会の定数が欠くことにならないように補欠の理事を選任することが出来る事を明記した。

b. 役員の選任:定款 22 条 :資料V-8(役員選出規定:検討中)

理事、監事は、評議員会の決議によって選任される。

c. 理事の職務及び権限:定款 23 条

新法により、代表理事、業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告する義務がある。

d. 役員の任期:定款 25 条

新法により、理事の任期はこれまでと同じ2年、監事の任期を4年に延長することとしている。しかし、任期の終了日時については、従来の年度末から、それぞれの任期以内に終了する事業年度の関する定時評議員会の終結の時に変更された。

e. 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与の権限と義務:定款 28 条

公益法人認定等委員会事務局との事前検討において、名誉総裁等の権限と義務について質疑を行った結果、6 項のとおり「会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席をして意見を述べる事が出来る」との内容で合意された。

(4)理事会 :資料V-5

a. 種別及び開催:定款 31 条

寄附行為では通常理事会を年 2 回の開催と規定していたが、新法により 3 ヶ月に 1 回通常理事会を開催する必要がある。

b. 定足数:定款 34 条

新法により、理事会の成立には、過半数の理事の出席が必要であり、かつ委任状出席は認められていない。

c. 議 決:定款 35 条

新法により、出席理事の過半数の賛同を持って議決が成立する。最初の表決には議長は参加せず、賛否が同数となった場合には、議長が決することを明記している。

d. 書面表決:定款 36 条

新法により追加したが、本手続きを行う場合には、理事全員の同意が必要となる。

(5)会計監査人

公益法人の場合、貸借対照表において、

・収益額 1,000 億円以上

・費用と損失の合計額 1,000 億円以上

・負債 50 億円以上

の場合には、会計監査人の設置が必要となるが、いずれにも当てはまらない場合には各法人の任意の判断によることとなっている。JSAF はこれに該当しないことから設置しないこととした。

尚、これまでも自主的に外部会計監査を依頼して、第 3 者による経理処理状況の確認を実施しており今後も継続することとしている。

#### (6)加盟団体等

##### a. 加盟団体等:定款 39 条

基本的には寄附行為に記載されている内容を踏襲しているが、第 1 項として、JSAF における加盟団体の位置づけを新たに追加記載した。

##### b. 会員等:定款 40 条 :資料 V-9(会員規約)

現行の寄附行為には会員に関する記載は無いが、JSAF として重要な位置づけにあることから、会員、賛助会員の位置づけを定款に明記することとし、その運用に必要な事は、理事会の議決を経て別途定めることとした。

#### (7)法定外の役職、機関

### 3. 会計・財務規準

会計区分は、内閣府、会計事務所その他関係先との情報交換の結果、以下の3区分とすることとしたい。

- ①公益事業
- ②収益事業
- ③法人

#### (1)公益事業

公益事業については定款第4条(事業)1項1号～4号の4区分となっているが、以下の理由により一纏めにすべきと判断した。

- i) 事業別に明確に会計を区分できないケースが多い。
- ii) 公益事業は収支相償となることが必須だが、区分した場合に仮に一つの事業が収支相償にならないと、公益認定に係わる大きな問題となる。

#### (2)収益事業

収益事業については、現状のカレンダー販売、グッズ販売を会計的に区分する。

### (3) 法人会計

法人会計は、法人の存続に必要な評議員会、理事会等の運営費等が該当するもので、公益法人会計基準に従って計上が義務付けられているものである。

### (4) 現状の会計区分との関係及び公益法人会計基準に従った経理基盤の強化

公益事業を一纏めにすると、現状の特別会計区分が表示できないことになるが、移行後の会計データは細分することができるので、現状と変わらない内訳を作成する予定である。また、委員会別予算も現状と同じく作成の予定である。

移行後は、「公益法人会計基準」に従った経理基盤の強化が必須なので、今後プロジェクトの中の会計小委員会チームで対応を検討し、会計・財務・財産に関する規律を明確化していきたい。

## 4. 運営に関する規律

### (1) 情報開示

#### a. 公告の方法: 第 46 条

新法により、本項目を追加し、公告の方法を「電子公告」とすることを明記した。

### (2) 内部統制関係

今後、業務執行を進める中で、必要の都度、業務内容の改善や規程・規準を充実させて行く事とし、定款上への記載は必要ないと判断した。

### (3) 役員等の損害賠償責任と免除

新法において、役員等に対する損害賠償責任と免除に関わる取扱を行うためには、定款への記載が必要となっている。しかし、JSAF 全体の活動規模が年間 3 億円程度と小額であること、かつ無償ボランティアにより活動が行われていることから、本条文を定款に記載しないこととした。

### (4) 財産の区分と管理運用および資金調達(未完)

## 5. その他 : 資料 V-6

### (1) 規程、規則の整備

新法に基づき定款を策定する中で、そこに記載されていることを実現するための規程や規則の整備をする必要があるが、これまで JSAF として整備してきた多くの規程等は引き続き利用可能であることから、その整備にあたって対応レベルを 4 段階に分類することが出来る。

S レベル: 新規の整備が必要

A レベル: 大きな変更が必要

B レベル: 文言等の調整等のマイナーチェンジが必要

Cレベル:現状で十分対応可能

Sレベルの規程は、本答申書の中で審議する必要がある。一方で、A～Cレベルの規定については、これらの規程や規則を事業活動の中で具体的に運用している委員会と協力しながら、平成23年11月の正式申請までに整備することで対応可能と考えられる。具体的には、下記に各レベルとそれに対応する規程・規則を例示する。(資料 参照)

- Sレベル
  - ・定款
  - ・評議員選定委員会運用規定
  - ・連盟役員候補選出規定
  - ・会員規約
- Aレベル
  - ・評議員会運営規則
  - ・理事会運営規則
  - ・理事の職務権限規定
  - ・連盟表彰規定
  - ・委員会規則
  - ・個人情報管理規定 等
- Bレベル
  - ・連盟役員報酬、退職金及び費用弁済に関する規定
  - ・連盟印章規定
  - ・連盟懲戒規定 等
- Cレベル
  - ・日本セーリング連盟規定
  - ・連盟マーク使用規定
  - ・連盟ナショナルジャッジ・アンパイア規定
  - ・JSAFレースオフィサー規定
  - ・連盟公式計測員規定
  - ・ナショナルチームに関する規定 等

## (2)新規に整備する規程

- a. 評議員選定委員会運用規定:定款 12 条関連 :資料 V-7  
最初の評議員を選定するために、旧主務官庁へ申請し許可を得た上で、設置することとなる。
- b. 連盟役員候補選出規定:定款 22 条関連 :資料 V-8  
規程の整備を行うが、申請書に添付は不要。
- c. 会員規程:定款 40 条関連 :資料 V-9  
申請書への添付が必要

## (2)解散手続きの有無

整備法第 159 条によると、新法人設立の登記がなされれば、現法人が新法人に成り代わることにより同一性を保つこととなっている。従って、現法人においては、理事会並びに評議員会で新法人移行の決議を行えばよく、新法人設立と同時に同一性を持って、現法人が新法人として存続することとなるために現法人の解散手続きを行う必要はない。

## 6. 移行準備や手続き費用

当初は、外部専門家への業務委託による申請業務の効率化や、公益法人移行検討 PJ 内の弁護士の方々への謝金の支払いなども想定していた。

その後、公益法人等認定委員会事務局から外部の力を活用することが可能であるが、外部コンサルタントが必ずしも公益法人移行申請に熟知していないこと、申請法人が申請の詳細部分が理解できていないと移行後の実務処理が困難になる可能性が高いこと、また、公益法人認定等委員会事務局としても各種相談に応じることから、出来るだけ独力で申請することが望ましいとの助言を得たことから、これまで全て公益法人移行申請 PJ を中心として、JSAF 内部で検討を進めてきた。

これらの活動は、ボランティアベースでの検討であることから、経費としては、岸記念体育館等の会議室借用料、理事会や評議員会などで配布する資料のコピー代程度となっている。

その一方で、平成 23 年度は公益法人移行認定申請の年であり、申請書の作成、評議員選定委員会や臨時評議員会の開催、法務局への登記等の費用が必要となることから、過去 2 年間より経費が増大すると想定され、事業計画に内容を盛り込み申請している。

平成 21 年度 2 万円程度(実績)

・総務委員会での会議費、資料コピー代等

平成 22 年度 8 万円程度(想定): 予算は 25 万円計上

・公益法人移行検討 PJ 会議費、資料コピー代

・理事会、評議員会資料代 等

平成 23 年度 220 万円程度(予算申請中)

・公益法人申請 PJ 会議費、資料作成代

・評議員選定委員会、臨時評議員会の開催、資料代

・申請書の作製

・旧 JSAF 解散手続き、設立登記申請費用

・会計関連作業対応として臨時職員雇用 等

以上

## VI. JSAF 公益法人移行に関する答申書 — 資料編 —

答申書を作成する上で、これまで検討してきた資料や参考資料について、サマリー編の各章と関係付けをしながら、集約・整理した。

### 【サマリー編】

#### II. 公益法人移行に関する主要論点

資料Ⅱ-1 公益認定等委員会事務局パンフレット

資料Ⅱ-2 税務上のメリット

#### III. 移行検討体制と検討スケジュール

資料Ⅲ-1-1 移行検討体制(第1期 総務委員会)

資料Ⅲ-1-2 21Fy 第1回通常理事会(2009.05.13)-報告事項資料-新公益法人への対応について

資料Ⅲ-2 21Fy 第1回評議員会(2009.06.20)-報告資料-公益法人改革3法施行への対応

資料Ⅲ-3 21Fy 第3回臨時理事会-審議事項資料-公益法人改革3法施行への対応について

資料Ⅲ-4-1 移行検討体制(第2期 検討PJ)

資料Ⅲ-4-2 JSAF 公益法人移行申請検討スケジュール(移行申請PJ) Ver06

資料Ⅲ-4-3 21Fy 第2回通常理事会(2010.02.20) 審議事項資料-第1ステップ検討成果

資料Ⅲ-4-4 公益法人移行の論点

資料Ⅲ-5-1 21Fy 第2回評議員会(2010.03.14)-報告資料-1

(検討PJ:進め方、役割分担、平成22年度予算)

資料Ⅲ-5-2 H21Fy 第2回評議員会報告資料-2(22Fyに重点的に検討すべき内容)

資料Ⅲ-6-1~2 H22Fy 第1回通常理事会(2010.05.22)(協議事項-定款案、検討スケジュール)

資料Ⅲ-6-3 JSAF 定款案

資料Ⅲ-6-4 定款作成上の論点

資料Ⅲ-7-1 22Fy 第1回評議員会(2010.6.19)-説明資料

資料Ⅲ-7-2 公益法人移行スケジュール-評議員会説明資料

資料Ⅲ-7-3 公益法人改革3法に関する比較-評議員会説明資料 2-1~3

資料Ⅲ-7-4 定款作成の論点-評議員会説明資料

資料Ⅲ-7-5 定款 寄付行為比較-評議員会説明資料

資料Ⅲ-7-6 評議員へのアンケート依頼-評議員説明資料

#### IV. 移行申請手続きと対応スケジュール(第3ステップ)

資料Ⅳ-1 移行申請PJ体制(第3期)

資料Ⅳ-2 公益法人移行申請書作成分担

資料Ⅳ-3 JSAF 公益法人移行申請スケジュール(申請PJ) Ver03

## V. 各論

- 資料Ⅴ-1 JSAF 定款検討案
- 資料Ⅴ-2 定款案における事業定義に関する考え方
- 資料Ⅴ-3-1 公益法人と一般法人の比較
- 資料Ⅴ-3-2 組織対応上の課題と対応策
- 資料Ⅴ-3-3 組織の役割分担と強化
- 資料Ⅴ-4-1 公益法人 評議員会と現行との比較
- 資料Ⅴ-4-2 評議員定数の検討-110221
- 資料Ⅴ-4-3 H21-22Fy JSAF 評議員
- 資料Ⅴ-4-4 評議員会出席実績に関する分析
- 資料Ⅴ-4-5 評議員アンケート集約結果
- 資料Ⅴ-5 公益法人理事会と現行との比較
- 資料Ⅴ-6 JSAF 規程基準の新規作成・修正への対応
- 資料Ⅴ-7 最初の評議員の選定委員会運営規程資料(検討中)
- 資料Ⅴ-8 役員選出規定 (検討中)
- 資料Ⅴ-9 会員規約 20110119 (検討中)

## 【関連資料】

- 関連資料 1-1 公益認定申請書(平成 21 年 8 月 12 日)
- 関連資料 1-2 公益法人移行認定申請書の手引き(平成 22 年 6 月 9 日現在)
- 関連資料 1-3 移行認定のための「定款の変更案」作成の案内(平成 21 年 11 月版)
- 関連資料 2-1-1 日体協 新公益法人関連資料(平成 22 年 4 月)
- 関連資料 2-2-1 JOC 新公益法人移行検討(平成 21 年 12 月 1 日)
- 関連資料 2-3-1 日本カヌー連盟 定款
- 関連資料 2-3-2 日本カヌー連盟 定款細則

## 【関連図書】

- 関連図書-1 新公益法人制度移行はわかり :公益法人協会 平成 19 年 11 月 20 日
- 関連図書-2 公益法人の基礎知識  
:熊谷則一 日本経済新聞出版社 平成 21 年 5 月 15 日
- 関連図書-3 新公益法人の移行・再編・転換・設立ハンドブック  
:高野総合会計事務所日本法令 平成 20 年 11 月 20 日

以上